第十三条の二第十三号ロ中「第一条第三十九号ニ(1)」を「第一条第四十号ニ(1)」に改め、同条第十四号中「第一項に」を「同条第一項に」に改める。

第二十七条第二号中「次条」を「第二十九条」に改める。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改める。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第百九十八条第一号、第二号、第三号の二」を「第百九十七条の二第十号の四若しくは第十号の五、第百九十八条第一号、第三号」に改め、同条第四十号中「及び第十三条の二第十四号」を削る。

附　則

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月十四日）から施行する。ただし、第三条中暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第四十号の改正規定、同規則第十三条の二第十三号ロの改正規定、同条第十四号の改正規定及び同規則第二十七条第二号の改正規定並びに第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第四十号の改正規定は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省・経済産業省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、平成二十三年五月三十一日付けで業務の用に供する設備の変更を認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十三年六月十日

総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
経済産業大臣　海江田万里

1　認定認証業務の名称　セコムパスポート for G-ID
2　認定認証業務を行う者の名称　セコムトラストシステムズ株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
4　発行者署名検証符号に係る電子証明書の値をハッシュ関数SHA－1で変換した値(16進数)

C4D8　FFDD　DD07　E29A　C743　7B9B　B9B6　A3A5　67DB　0A3F

○法務省告示第二百九十九号

山口市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年七月十一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、山口市役所又は山口地方法務局に照会すること。

平成二十三年六月十日

法務大臣　江田　五月

山口市大字下郷二千四百六十七番地　山根冨三郎

○外務省告示第百九十七号

平成二十二年十二月十六日にソウルで、日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名が行われ、同協定は、平成二十三年五月十七日に効力を生じた。

平成二十三年六月十日

外務大臣　松本　剛明

（訳文）

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定

日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府（以下「締約国政府」と総称する。）は、

二千十年五月三十日に大韓民国の済州島において開催された第三回三箇国首脳会議で決定したとおり、締約国政府の間の三者間協力を効率的に促進し及び運営し、並びに既存の対話の仕組みを強化し及び三国間の協力関係の更なる促進に寄与するために事務局を設立することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定により、三者間協力事務局（以下「事務局」という。）を設立する。

2　事務局は、大韓民国（以下「所在国」という。）に置く。

第二条

事務局は、締約国政府の間の協議の仕組みを運営し及び管理するための支援を提供し、並びに協力案件の探究及び実施を促進することにより、三国間の協力関係の更なる促進に寄与することを目的とする。

第三条

1　前条にいう目的を達成するため、事務局は、次の任務及び活動を遂行する。

(a)　三箇国首脳会議、三箇国外相会議、三者委員会その他の閣僚会議、三箇国外務高級実務者協議等の締約国政府の間の協議の仕組み（以下「協議の仕組み」という。）の運営及び管理に対して事務的及び技術的な支援を提供し、並びに必要に応じて主要な協議の仕組みにその代表を参加させること。

(b)　締約国政府、及び必要に応じて他の国際機関、特に他の東アジアの協力のための仕組みとの連絡及び調整を行うこと。

(c)　締約国政府の間の潜在的な協力案件を探究し及び特定し、並びにこれらの案件を採択のために関連する協議の仕組みに報告すること。

(d)　協力案件を評価し及びこれらの案件に関する報告書を作成し、必要な文書をデータベースに収集し、並びに年次進捗報告を承認のために三者委員会又は三箇国外相会議に提出すること。

(e)　三者間協力に関連する重要事項に関する調査を行い、事務局のウェブサイトを運営し、及び三者間協力についての理解を促進すること。

2　事務局は、三箇国外相会議を通じて又は三箇国外相会議が決定する方法により締約国政府によって認められた権限の範囲内において、かつ、締約国政府による監督の下で、その任務及び活動を遂行する。

第四条

事務局は、所在国において、次のことを行う法律上の能力を有する。

(a)　契約を締結すること。

(b)　動産及び不動産を取得し及び処分すること。

(c)　訴えを提起すること。

第五条

1　事務局は、次に掲げる方法により指名され及び任命され又は雇用される一名の事務局長、二名の事務局次長及び専門職員（以下「職員」と総称する。）並びに一般役務職員から成る。

(a)　事務局長は、一の締約国政府の指名（大韓民国、日本国、中華人民共和国の順の輪番制による。）に基づいて、三箇国外相会議において任命される。事務局長の任期は、二年とする。

(b)　締約国政府による別段の合意がない限り、事務局長を指名した国の政府以外の締約国政府は、それぞれ事務局次長一名を指名し、これらの者は三箇国外相会議において任命される。事務局次長の任期は、原則として二年とし、三箇国外相会議の承認を得て二年を限度として一回延長することができる。